

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress） サイドイベントについて

国際協力部教官
庄地 美菜子

第1 はじめに

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）が、令和3年3月7日（日）～12日（金）の6日間、国立京都国際会館で開催され、法務総合研究所国際協力部は、同月9日にサイドイベントとして、JICAと共催で、講演「法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例」及びパネルディスカッション「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」を開催した。本サイドイベントはオンライン配信され、国内外から多くの参加者を得て行われた。以下、その概要を報告する。

第2 サイドイベントのテーマについて

京都 kongress では、「2030アジェンダ¹の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」という全体テーマが掲げられた。

SDGsゴール16では「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」とされ、またターゲット16-3では「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」とされている。当部では、これまで法の支配の促進のために、各支援対象国のニーズに沿った様々な支援を行ってきた。そして、法の支配の促進のためには、紛争解決手段として公平公正な解決ができる司法の仕組みが要求される場所、そのような仕組みの大前提となる「司法アクセスの確保」すなわち一般市民、とりわけ脆弱な立場にある人々が、いかに公的な司法制度による権利救済へアクセスできるかという点が極めて重要となる。

そこで、当部では、今回、この司法アクセスの確保に焦点をあて、一般市民の意識、公的機関の設置、アクセスポイントや弁護士が存在、信頼性のある司法制度等について、ラオス・ネパール・ベトナムの各国において、どのような課題があり、どのような取組がなされているかについての経験を共有し、法の支配をさらに促進するための司法アクセスの強化に関する展望について議論するべく、講演会とパネルディスカッションを行った。

第3 講演会の概要

講演会では、ネパール元最高裁判所長官のカルヤン・シュレスタ判事による講演「脆弱

¹ 2015年9月の国連サミットで採択された行動計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」。この中で、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）が記載されている。

な立場の人々の司法アクセス強化に関するネパールの取組」と、ラオス司法省法務審査・調査局長のナロンリット・ノーラシン氏による講演「ラオスにおける法の支配強化のための法律扶助の発展について」がそれぞれ行われた。

カルヤン・シュレスタ判事による講演では、ネパールにおける貧困層や文字の読めない人々、犯罪被害者や女性、子ども達等立場の弱い人々が、十分な司法的救済を受けることができないという現状にあること及びその原因に対する考察が述べられた。また、この問題に対してネパール政府およびネパールの最高裁判所が採った方策について、最高裁判例等の具体例を挙げて説明され、今後の展望等が述べられた。

ナロンリット・ノーラシン氏による講演では、1990年頃から現在に至るまでのラオスにおける法律扶助をはじめとする政策や司法制度の改革の沿革について述べられたほか、現在、同国における司法アクセスを支えている法律扶助の制度の仕組み（扶助を受ける資格や、これを提供する組織、各県の事務所の設立状況、利用実績等）について詳細な説明がなされた。また、同制度については、職員の育成や資金調達等、将来に向けての課題についても述べられた。

第4 パネルディスカッションの概要

引き続き行われたパネルディスカッションでは、カルヤン・シュレスタ判事とナロンリット・ノーラシン局長に加え、アジア財団²シニアマネージャー ラオス・ヴィエンチャン事務所 ワッサナ・シンタウォン氏、ユニセフベトナム事務所子どもの保護（司法制度）専門官 グエン・タイン・チュック氏、日本の弁護士の原若葉氏がパネリストとして参加し、法務総合研究所国際協力部長の森永太郎がモデレーターを務めた。

ワッサナ・シンタウォン氏は、ラオスにおける司法アクセスの現状として、弁護士が全国で312名しかおらず、しかも都市部に偏在していること、農村部においては村ごとの調停組織（Village Mediation Unit）が構成され、正式な裁判の前段階として、法的サービスを提供していることなどが紹介された。

グエン・タイン・チュック氏は、刑事事件や民事事件に巻き込まれた子どもたちの権利保護の観点から、とりわけこのような弱い立場にある子どもたちに関するベトナムにおける司法アクセスの現状について紹介し、捜査機関のスタンスの改善や、裁判制度等の法整備の必要性について言及された。

原若葉氏は、コートジボワールの司法省において司法アクセス改善のために法律相談のコールセンターを立ち上げた経験を踏まえ、法律問題を抱えているものの自らの抱えるトラブルが法律問題だと気付いていない人にとって、法律の情報提供の場としてのコールセンターが司法アクセス改善のために有用であったことや、コールセンターは、司法アクセスの三大障害（地理的障害、経済的障害、心理的障害）を乗り越える上で有用であることなどを述べられた。

² アジア財団（The Asia Foundation）は、USAID等から資金を得て、2014年よりラオスにおける法律扶助に関する支援を行っている。

その後の全体協議においては、各国の司法アクセス向上にとってボトルネックとなっている要因は何かという点について議論が交わされた。

この中で、各国共通の課題として、過疎地において法の正義を求めることに対して社会の偏見があるのではないかという点については、家族の問題を公にしたいくない、家族の揉め事は恥であって、家の名誉を守るために公にしないという文化が残っていることや、女性は暴力犯罪の被害者になりやすく、司法アクセスへのニーズが高いにもかかわらず、「女性は男性に従って生きるべき」という男尊女卑の価値観の中で育ってきた女性の司法アクセスを改善するのは難しいことなどが挙げられた。

これらの点に対する取組としては、ネパールにおける女性警察官による女性のためのコンサルタントセンターの例が紹介され、また、司法アクセスを強化するための制度（法律）作りの重要性が述べられた。

そして、司法アクセスに困難を抱える弱い立場の人々に対して、法律専門家の方からアウトリーチしていくことの重要性についても述べられた。

また、オンラインで視聴している参加者からは多岐にわたる質問が寄せられた。

第5 おわりに

本サイドイベントでは、司法アクセスの向上のための課題や今後の展望について、各国パネリストがそれぞれの文化的・社会的背景を踏まえて議論を展開し、参加者にとっても司法アクセスの向上のための新たな視点を得る貴重な機会になったものとする。

講演者、パネリストの皆様には、この場を借りて御礼を申し上げます。



パネルディスカッションの様子